

令和2年度第1回埼玉県日本語教育推進会議

日時：令和2年7月28日（火）10:00～11:30

場所：知事公館 中会議室

発言者	発言要旨
事務局	資料1～8について説明
佐藤委員長	<p>御説明ありがとうございました。埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針（骨子案）についてぜひ皆様から御意見をいただければと思います。特に第2章以降について、それぞれ皆様が担当されているところ、あるいはそれ以外のところでも、骨子案の内容に関してお一人ずつ御意見をいただければと思います。</p> <p>まずは李委員、お願いします。</p>
李委員	<p>上の娘は高校1年生の時に神奈川県にある高校に入学しました。当時私は、漢字は読めて意味はわかるのですが、日本語の読み方では読めないという状況で、娘の学校生活全般について何もやってあげられなかったという気持ちです。その高校は外国人の生徒が10名くらい入れる枠があって、日本語指導員が毎日学校にいたので、特に難しい古文の授業等は様々な国の出身の子供たちと一緒に取り出し授業でやってもらったり、何かあれば相談にのってもらったりしていました。いい環境であったと思います。</p> <p>下の息子の場合は、年中と年長の1年半、神奈川県で幼稚園に通っており、日本語をすぐに覚え話すことができました。その後韓国に戻りました。韓国では3年半過ごしたのですが、本人の希望もあって日本語を全然話しませんでした。ただ私は、それではもったいないからと思いアニメなどを見せていたので、耳は慣れていたと思いますが、話すことはできませんでした。その後小学校3年生の時に埼玉県の小学校に転校して、1年間ほど日本語指導員から指導を受けました。ただ、初めて日本語を学ぶ訳ではなかったので、2か月程を過ぎたら話せるようになりました。他の初めて日本語を学ぶ子供たちとは異なる背景があったので、指導員の方が教えてくださることと、実際に親がやってほしいと望むこととの間にはギャップがあったように思います。学校で生活しているため、日常で使う言葉はすぐ話せるようになりましたので、音読のふりがなを振るサポートや教科で使う言葉などの学習に関する言葉を教えてほしかったです。指導員の方には年間を通じてカリキュラムも決まっていたと難しいところだとは思いますが、子供一人一人に合わせて指導内容の幅が広がると良いなと思いま</p>

<p>佐藤委員長</p>	<p>した。</p> <p>ありがとうございました。栗田委員、お願いします。</p>
<p>栗田委員</p>	<p>企業側から技能実習生について考えると、実習生は現地で30日間の日本語教育を受けて来るとはいえ、ほとんど日本語がわからない状態で日本に入ってくるので、この人たちとどう向き合うかというところが課題になっています。企業の場合、「教育・研修費」については加点されて減税措置が受けられます。しかし、自分たちの事業の労働時間内でやっているものは加点にはなりません。われわれの企業は、技能実習生の数が多いので労働時間に自前で日本語研修をやっていますけれども、一般的に技能実習生を受け入れている中小企業にそれができると言われると、何もメリットがなく、できないと思います。労働時間中に研修に充てた時間を、1時間でも教育研修費として認めて、減税措置や補助をしてもらえるのであれば、もしかしたらそれによってまた課題も出てくるのかもしれませんが、企業が自前で日本語研修を行うことに前向きになってくれるのかなと思います。</p> <p>それともしできるのであれば、ボランティア団体さんとWEB会議システムを使って連携・交流し、自社で不足している教育プログラムを応援していただけたらいいなと思います。県には、システム登録料に補助を出していただくことや各ボランティア団体さんにシステムの使い方の研修を行っていただくことを期待します。</p> <p>また、先ほど李委員からもありましたが、うちの外国人の社員でも子どもが日本で生まれたために、親が子供の日本語能力の成長についていけないという事例を見えています。そこで、親の支援という面から、学校から出る書類をその母国語で印刷してあげる必要があると思います。学校が自分の子どもに何を求めているのかわからないまま学校に通わせるという事態が起きています。うちの会社でも日本語能力試験1級を取った社員が中心となってその他の日本語が苦手な社員の子供の学校から来た書類を読解するということをしていますが、なかなか一人でやるのは難しい。その時にも、日本語の指導者、ボランティアの方々にオンラインでサポートしてもらおうということができればいいなと思います。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>ありがとうございました。ジャリヤヌソン委員、お願いします。</p>
<p>ジャリヤヌソン委員</p>	<p>骨子案の第2章1(2)「外国人留学生等に対する日本語教育」について、提案が2つあります。一つ目は、日本語教育の中に、日本文化の教育も組み込んだ方が良くということです。日本人とのコミュニケーション</p>

ョンでは、日本文化の知識も必要です。具体的にはマナー、習慣、宗教、行事、タブーなどです。また、文化教育をしっかりと入れたら、日本語学習が楽しくなると考えます。二つ目は、富士見市国際友好協会、ふじみ野国際交流センターのような団体を増やしたらいいと考えます。留学生は主に大学との関わりだけで、地元との繋がりがあまり無いと考えます。地元との繋がりがあれば、日本語もどんどん上達するし、日本人とのコミュニケーションの練習もできると思います。留学生が地域に溶け込める手段を考えるべきだと思います。

佐藤委員長

ありがとうございました。高橋委員、お願いします。

高橋委員

今回基本的な方針を確認させていただいて、市全体の多文化共生政策にも関わってくる内容だと感じましたので、県の方針を確認した上で、市としても関係課が連携して調整していかなければならないと感じています。今回の方針の中に地域日本語教育というものがありますが、所沢市には国際交流協会や NGO はなく、基本的に地域日本語教育をボランティア団体に頼っている状況にあります。今後外国人が増加して、日本語教育の需要が大きくなっていくことが予想される中で、ボランティア団体としても課題を抱えており、その中の一つはスタッフ不足という課題です。今回方針にもありますが、所沢市としても人材発掘と育成が必要となると考えています。人材の発掘と育成については、日本語ボランティアの初心者向けの講座と実践者向けの講座を実施しており、昨年度初心者向けの講座を実施した際は定員を超える応募がありました。講座終了後に実際にボランティアとして活動することになった方の数はきちんと把握できていないのですが、昨年度市内ボランティア団体に新たに加入した方は45人いました。平成30年度の新たに入会したスタッフが19人であったことから、市民の関心は高まっているのではないかと感じています。最近でも、メールや電話で日本語ボランティアに関する問い合わせを受けることがあります。今回の骨子案の中に第2章2「県民の理解と関心の増進」という部分と、第2章3「地域における日本語教育人材の発掘・育成」という部分がありましたので、県と市で同じ方向性をもって取り組むことができれば、日本語教室に携わる方の裾野が今後広がっていくのではないかと感じています。この骨子案には、「地域における日本語教育人材の発掘・育成」という項目で、今後外国人の住民の増加により、「質の高い日本語教育が必要とされている」という記載がありました。所沢市内のボランティア団体でも、教え方に悩みを抱えている団体があります。例えば、上級者向けの教え方やスタッフへの指導、特に新しく入った方への指導について悩んでいる団体や、先ほど栗田委員からもありましたがオンラ

	<p>イン授業を検討しているという団体もあります。こうしたボランティアの方々にとっては研修の機会が悩みや課題を解決するきっかけになると思います。市町村でも研修の機会を設けていますが、市町村だけでは足りない部分もあるので、県と連携して研修の機会を充実させていけたらと、この方針を見て考えました。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>ありがとうございました。高柳委員、お願いします。</p>
<p>高柳委員</p>	<p>第2章1(1)「外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」のところで、外国人の子供だけが日本語を頑張る、外国人だけが慣れるという視点のみを強調するのではなく、多文化共生の考え方をに入れていただけると良いと思いました。外国人の子供がいることで色々な考え方があるということの子供の頃から触れられるのは、貴重な機会なんだという、日本人の子供への教育的メリットも伝えてほしいです。教員の研修でも、日本語教育の研修ばかりではなく、多文化共生に関する内容も入れていただけたらと感じました。(4)「地域における日本語教育」についてですが、地域の日本語教育を行っていて感じるのは、仕事や子育てがあって日本語教室に来られないという方が結構孤立しがちだということです。例えばその地域でその日本語クラブしかない、教室しかないというと、その日程や曜日が合わなければそこにもう通えない、また、その方が遠くの教室には行けないということだと、行く場所がないとなってしまう、色々な情報が得られないという状況に陥ってしまいます。ボランティアの多様化、場所、曜日、時間を多様化して足りない部分を補っていくということも重要だと思います。このような、情報が届かない方に対して、こういう日本語教室があるというチラシを作るのが解決策の一つになると思いますが、ただそれだけではなくて、区役所で引っ越しの手続の際や保健所や予防注射の時に日本語教室がありますよという情報をその場で提示してもらうとか、広く周知ではなく、ピンポイントで必要な人に周知することが大切だと思います。2「県民の理解と関心の増進」について、外国の方が円滑に日本語で意思疎通ができるのはとても大切だと思いますが、そこでも、外国人だけが頑張るんじゃなくて、日本人側もやさしい日本語でしゃべる努力をすることが大切だと思います。日本語を極めようと思ってもきりがありません。情報の多言語化も大事なことです。わからないことがあったら聞けるという関係づくりが、「県民の理解や安心の増進」につながると思っていて、この方針が、「外国人だけが頑張ってください」、ではない姿勢が感じられるものだと思います。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>ありがとうございました。松尾委員、お願いします。</p>

<p>松尾委員</p>	<p>3点ございます。まずはじめに、骨子案2ページ「(1)外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」についてです。国が6月に閣議決定した文書を見ますと、子供の就学促進、学校の受入れ態勢、日本語・教科・生活・進路指導の充実がキーワードとして挙げられています。その際に、母語・母文化の必要性として、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境をつくるという言葉が具体的に書かれています。その部分を県の基本方針にも入れると分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>2点目、骨子案3ページ、「(4)地域における日本語教育」の項目です。ここでは、行政、協会等が地域の日本語教育を担っていると書いてあります。しかし実際に現場で日本語を教えている人の多くは市民ボランティアであり、日本語教育の専門家はほとんどいないものと思われま。私は市民の方が日本語支援をすることにはとても大きな意味があり、市民の立場で一緒に作っていくことが重要であると考えています。この30年、ボランティアの方々が担ってきたのですが、しかし、昨年、国が日本語教育推進の法律を定めたのは、しくみを作っていこうということだと思います。国の基本法には、「日本語を教える人材の質の担保・量の確保」という語句が載っています。そこにも目を向けて、県の基本方針に盛り込んだ方がより具体的なものになると思います。日本語ボランティアの方を育成するだけでなく、どのようにすれば質の担保ができるかという大きな構想が必要だと思っています。</p> <p>3点目、骨子案4ページの1行目に「地域コーディネーター」、下から2行目に「地域日本語コーディネーター」という記載があります。これらの語句は同じことだと思われまますが、この文言に関する説明が見受けられませんでした。このコーディネーターはどこに所属してどのような仕事をするのかがわかりづらと思います。そこを詳しく述べていただけるとありがたいです。これは、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制作り推進事業」プログラムB又は「日本語教育人材の養成・研修の在り方(報告)」16ページに記載されている「地域日本語教育コーディネーター」の定義と同じなのではないでしょうか。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>ありがとうございました。山尾委員、お願いします。</p>
<p>山尾委員</p>	<p>私たちの会の中には、学校で取り出し授業を指導している方もいますが、その方たちは非常に孤独だと言っています。自分の教え方、やり方がこれで良いのかわからなくても相談する人がおらず、ネットワークもありません。そのような方々が情報交換できるようにネットワークが必要だと思ひます。市町村で活動をされていた方の事例となります</p>

が、市町村からボランティアとして取り出し授業をお願いしたいとの申し出があったため、当然無償で行うことであると思っていたそうです。しかし、取り出し授業を行っている方々が集まったときに、他の市町村では謝金が出ていることが分かったそうです。隣の市町村の例を出しながら市に相談してみると謝金が支払われるようになったとのこと。そのような事例もあるため、様々な情報を共有できるようにする必要があります。また、企業との連携も今後必要になるかもしれません。技能実習生が多く来たときに、企業等から会員になりたいという旨の問合せが多くありました。その理由を聞くと、技能実習生を受け入れたが、日本語教育の方法がわからないため、会員になれば日本語教育に対応してくれるのではということでの問合せでした。先ほどの栗田委員のお話を聞き、Zoomを使った日本語教室という選択肢もあると思いました。また、地域の日本語教室では、一回来て終わりということもあります。ただ日本語を話したくて来た、日本人の友だちが欲しくて来た、などカリキュラムどおりに進めることは難しいように思います。そして、地域の人との関わりも大切だと思っています。私たちは夜間に教室を開いています。無灯火で自転車で来る人がいるので、注意をするのですが、最初は大丈夫と全く気にしません。しかし、公民館の守衛さんに「だめだよ、電池を取り換えてあげるよ」、公民館を利用している人から「それでは事故にあってしまいますよ」など教室の外の人からの声掛けがあると、「そっか、やっぱり夜に無灯火で自転車に乗るのは危ないんだ」という気付きになるようです。地域の人々との関わりも必要なことだと思っています。

佐藤委員長

ありがとうございました。皆様から大変貴重な意見をいただきました。基本的な方針を出すに当たり、予算獲得などに結び付けられるような内容にしていくことが良いと思います。今お話しいただいたように、ボランティアが無償で良いのかどうかという点の問題提起でもあると思います。ボランティアに依存する部分とそうでない部分を仕分けしながら体制を整備していくことがこの会及び法律の目的であると思うので、その部分を反映させる形にしていければと思います。